

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業 基本協定書 (案)

令和4年1月17日修正

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業 (以下「本事業」という。) に関して、岡崎市 (以下「甲」という。) と [] グループを構成する法人 (構成員 ([代表企業名] (以下「代表企業」という。)、 [構成員名] 及び [構成員名] をいう。以下同じ。) 及び協力企業 ([協力企業名] 及び [協力企業名] をいう。以下同じ。) をいう。以下総称して、又は個別に「乙」という。) との間で、以下のとおり基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

なお、本協定において使用する用語は、本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業 募集要項 (以下「募集要項」という。) において定義されたところによる。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、乙が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社 (以下「SPC」という。) と甲との間の事業契約 (以下「事業契約」という。) の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務について定めることを目的とする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の入札手続における岡崎市西部学校給食センター整備事業者選定審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、係る要望事項が、募集要項等及び募集要項等に関する質問に対する回答 (以下総称して「要求水準書等」という。) から逸脱している場合を除く。

(SPCの設立)

第3条 構成員は、本協定締結後、令和4年 [4] 月 [30] 日までに、募集要項等、提案書類及び次の各号に定める条件に従い、本事業の遂行を目的とするSPCを設立し、設立後速やかにその商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出する。その後、商業登記簿謄本、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

- (1) SPCは、会社法 (平成17年法律第86号) に定める株式会社とする。
- (2) SPCの本店所在地は、岡崎市内とする。
- (3) SPCの資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
- (4) SPCは、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、SPCの全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロ

SPCあり

に定める事項、会社法第139条第1項但書に定める事項及び会社法第140条第5項但書に定める事項については、SPCの定款に定めてはならない。

- (5) SPCは、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (6) SPCは、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めてはならない。
 - (7) SPCは会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨を定款に定めなければならない。
- 2 構成員は、SPCをして、前項各号に定める条件を、事業契約期間中維持させるものとする。
 - 3 構成員は、必ずSPCに出資するものとする。設立時における各構成員の議決権比率の合計は全体の50%を超えるものとし、代表企業の議決権比率は出資者中最大となるものとする。
 - 4 構成員は、事業契約期間中において、甲の事前の書面による承諾なく、SPCをして、SPCの株主以外に対する会社法第199条に定める募集株式の発行並びに会社法第236条に定める新株予約権及び新株予約権付社債の発行（以下総称して「新株発行等」という。）を行わせてはならず、また、SPCの株主に対して新株発行等を行う場合であっても議決権比率を変更させてはならないものとする。本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該議決権比率の変更後の各構成員の議決権比率の合計が全体の50%を超え、代表企業の議決権比率が出資者中最大となる場合には、甲に係る議決権比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 構成員は、事業契約期間中において、甲の事前の書面による承諾なく、構成員自らその保有するSPCの株式を第三者（SPCの他の株主を含む。）に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含み、以下総称して、「譲渡等」という。）を行ってはならず、また構成員以外のSPCの株主をして譲渡等を行わせてはならない。
- 2 構成員は、前項に従い甲の承諾を得てSPCの株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 構成員は、SPCの設立時、増資時及び第1項に従い甲の承諾を得てSPCの株式が譲渡等される時において、別紙の様式による出資者誓約書を甲に提出し、また構成員以外のSPCの株主（増資又は譲渡等により新たにSPCの株主になる者を含む。）をして提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、SPCをして、施設整備業務のうち事前調査業務を〔 〕に、設計業務を〔 〕に、建設工事を〔 〕に、工事監理業務を〔 〕に、運営備品等調達業務を〔 〕に、近隣対応・対策業務を〔 〕に、維持管理業務を〔 〕にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者とSPCとの間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。その後、これらの契約が変更された場合も同様とする。

3 乙のうち第1項によりSPCから各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない、また、乙は、乙以外のこれらの業務を受託し又は請け負った者をして、受託し又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、募集要項等及び提案書類に従い、事業契約に係る仮契約を、本協定締結後、令和4年5月31日を目途に、甲とSPCとの間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

2 前項の仮契約は、岡崎市議会の議決を得た日に本契約として成立するものとする。岡崎市議会において否決されたときは、**仮契約は無効とする。**

3 甲は、募集要項に添付の事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)の文言に関し、乙の求めに応じ、趣旨を明確にするものとする。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

5 事業契約が本契約として成立するまでに、乙のいずれかが、募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は事業契約に係る仮契約を締結せず、又は本契約を成立させないことができるものとする。

6 事業契約が本契約として成立するまでに、乙のいずれかが次の各号の事由又はその他の事業者の責めに帰すべき事由に該当することが判明したときは、甲は事業契約に係る仮契約を締結せず、又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合、違約金及び賠償金は、本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計金額の10分の1に相当する金額を目安として、当事者間で協議の上、市が定める金額とする。なお、乙の構成員は違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本協定を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して

いると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 7 乙のいずれかが、本事業に関し、次の各号の事由に該当することが判明したときは、甲は事業契約に係る仮契約を締結せず、又は本契約を成立させないことができるものとする。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下、「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもので

あるとき。

- (4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 8 乙は、乙のいずれかが前項各号のいずれかに該当する場合、甲が事業契約に係る仮契約を締結しないか、又は本契約を成立させないか否かにかかわらず、賠償金として、事業契約の契約金額となるべき金額のうち、事業契約書（案）別紙2に定めるサービス対価A及びサービス対価Bの元本額の合計の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 9 乙は、乙のいずれかが第7項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、賠償金として、事業契約の契約金額となるべき金額のうち、事業契約書（案）別紙2に定めるサービス対価A及びサービス対価Bの元本額の合計の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を支払わなければならない。
- (1) 第7項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 第7項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に岡崎市談合情報対応マニュアル様式第3号の誓約書を提出しているとき。
- 10 第7項の場合を除き、乙は、乙のいずれかの責めに帰すべき事由により令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに事業契約の本契約の成立に至らなかった場合（第5項及び第6項の場合を含む。）、違約金として、事業契約の契約金額となるべき金額のうち、事業契約書（案）別紙2に定めるサービス対価A及びサービス対価Bの元本額の合計の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 11 前3項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金又は賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 12 前各項の場合において、乙の構成員は、違約金及び賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。

（準備行為）

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合における処理)

第8条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により甲とSPCが事業契約の本契約の成立に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、事業契約の全部又は一部の締結に至らなかった場合は、既に乙が本事業の準備に関して支出した費用について、合理的な範囲において甲が負担する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、甲及び乙は、本事業以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本協定に特段の規定がある場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者（SPCを除く。）に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

- 4 甲は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者へ譲渡等をしてはならない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約期間の終了時までとする。ただし、事業契約に係る仮契約の締結、又は本契約の成立に至らなかった場合は、事業契約の本契約の成立に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第8項から第12項、第8条から第10条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は名古屋地方裁判所【岡崎支部】とする。

以上を証するため、本協定を〔 〕通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

(甲) 岡崎市十玉町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長 中根 康浩 印

(乙) 構成員 (代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称

代表者名 印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名 印

協力企業

所在地

商号又は名称

代表者名 印

協力企業

所在地

商号又は名称

代表者名 印

別紙 出資者誓約書の様式

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

岡崎市

岡崎市長〔 〕様

出 資 者 誓 約 書

岡崎市と〔代表企業名〕、〔構成員名〕、〔構成員名〕、〔協力企業名〕及び〔協力企業名〕の間において、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結された（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業基本協定書（その後の変更及び修正を含み、以下「本協定」といいます。）に基づき、〔SPC名〕（以下「SPC」といいます。）の株主である当社らは、本日付をもって、岡崎市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

記

- 1 SPC が、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 SPC の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、及び〔 〕株を〔 〕が、それぞれ保有しており、事業契約期間中において、岡崎市の事前の書面による承諾なく、議決権比率を変更しないこと。
- 3 SPC の本日現在における株主構成は、本協定における各構成員の議決権比率の合計が全体の50%を超えており、代表企業の議決権比率は出資者中最大となっていること。
- 4 当社らは、事業契約の終了までの間、SPC の株式を保有するものとし、岡崎市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する SPC の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、岡崎市の事前の書面による承諾を受けて行うこと。
- 5 当社らは、岡崎市の事前の書面による承諾を受けた上で、当社らが保有する SPC の株

式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに岡崎市に対して提出すること。

- 6 当社は、事業契約に規定される解除原因が発生している又は発生するおそれがある等、岡崎市が本事業の遂行状況に問題が発生していると判断した場合、岡崎市の要求に従って、岡崎市と SPC との協議に参加し、SPC に関する情報を岡崎市に提供すること。
- 7 当社は、事業契約上の岡崎市と SPC の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、SPC について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。
- 8 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、岡崎市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。
- 9 前各項に定めるほか、本協定第3条及び第4条に規定する事項を遵守し、これに反する SPC の株主総会議案に賛成しないこと。

所在地
商号又は名称
代表者名 印

所在地
商号又は名称
代表者名 印

所在地
商号又は名称
代表者名 印